

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3) 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すよう国に求める。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など
- ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など
- ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など
- ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など
- ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など
- ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など

- ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など
- ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障
白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。
- ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など
- ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など
- ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など

【提案先省庁：厚生労働省】

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3) 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現 状

- 昨年末、国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながること、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 現在、新しい事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課 題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。

7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 国内的一部でも議論されている核共有は、我が国の国是である非核三原則とは相いれないものであり、政府として「持たず、作らず、持ち込ませず」を堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。少なくとも、締約国会議へオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた議論の進展に貢献すること。
- 核兵器不拡散条約(NPT)において、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、会議の成功に貢献すること。

3 政治指導者の広島訪問と国際会議の広島開催

- 核兵器の非人道性について深く認識し、核兵器廃絶に向けた信念を共有する契機となるよう、世界各国の政治指導者に被爆地への訪問を働きかけること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、G7をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁：外務省】

7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 令和4年度から3か年の推進計画を策定し、
①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的な行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。

課題

- ロシアが、ウクライナへの侵攻の中で、核兵器に言及し、また、核ミサイル部隊の警戒態勢を強化するなど、核兵器使用のリスクが高まっており、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりを受けて、核共有の必要性が議論されている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐり、核兵器国と非核兵器国との分断が続いており、また、前回(2015年)の核兵器不拡散条約(NPT)では、実質的事項を含む最終文書を採択することができていない。
- 政治指導者に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。